経過報告書

平成 28 年 10 月 28 日

浅倉隆顕法律事務所
弁護士　浅倉隆顕

賃料相当損害金支払請求訴訟の件

１．本日、第１回期日がありましたので、ご報告申し上げます。

２　期日の要旨

(１)裁判所

被告は、本件を簡裁で審理することについて異議はないのか。

(２)被告代理人

地裁での審理が妥当と思料する。

(３)裁判所

原告代理人はどうか。

(４)当職

本件は本来、地裁民事２２部での審理を想定して提起したものであり、訴額と管轄の観点から便宜的に簡裁に提起したものである。

したがって、地裁への移送には異議はなく、抗告権（民事訴訟法２１条）は放棄する。

(５)裁判所

それでは、地裁への移送決定をなし（民事訴訟法１８条）、直ちに地裁に移送する。

(６)当職

民事２２部へ直接移送されるのか。

(７)裁判所

たぶん通常部に移送されると思う。

(８)亀井弁護士

答弁書では請求の原因について「精査の上、追って認否、反論する。」としてあるが、地裁では具体的な記載のある準備書面を提出する。

３　次回期日

(１)次回期日は追って指定されます。

(２)まず通常部に移送され、そこで、さらに民事２２部への移送を申し立てることになります。

４　ホテルアクシオン会津高原の権利者による他のホテルの利用権について、亀井弁護士は、「オンシーズンはともかく、オフシーズンであれば歓迎だと思う。具体的に提案いただければ検討する。」とのことです。

利用方法について、まずは当職に対してご意見をお聞かせください。

５ ご不明な点がありましたら、遠慮なくお申し付けください。